

2022年9月吉日

NCPR インストラクターの皆様へ

日本周産期・新生児医学会  
新生児蘇生法委員会

新生児蘇生法委員会では、現在の「スキルアップコース」の全国での開催件数を検討しました結果、eラーニングでの更新を可能とする特別措置を2023年1月末までに期限を迎える更新対象者まで延長することを決定いたしました。

今後については引き続き新生児蘇生法委員会でSコースの開催件数をふまえ、3か月ごとに検討してまいります。なるべく多くの認定者の方に実技の復習をしていただきたいことから、2023年2月以降の有効期限の方については、この特別措置を延長しない可能性もございます。インストラクターの皆様におかれましては、可能な限り特別措置対象外の認定者に対して優先的なSコース受講の機会の提供にさらなるご協力を何卒よろしくお願いいたします。

#### 【A・B・Jの修了認定者に対する特別措置について】

2023年1月末日までに有効期限を迎えるA・B・Jの修了認定者はSコースの受講ができない方に限り、特別措置としてeラーニングでの更新を可能といたしました。

また、期限が切れた後のSコース受講でも更新することができます。

#### 【ご自身のインストラクター資格の更新に関する特別措置について】

- ① トレーニングサイトで行われるフォローアップコースの受講ができていないインストラクターは、期限が切れてからでもフォローアップコース受講後に更新のお手続きを取ることができます。2022年度のフォローアップコースの開催予定は決定したのからHPに随時掲載いたします。優先的にご受講いただけますので是非お早目の受講をご検討ください。
- ② COVID-19の影響により、更新のために必要なインストラクター実績数を満たしていない場合は、期限が切れている期間のインストラクター活動も認められますので、実績を満たした後に更新お手続きを取ることができます。
- ③ インストラクターとしての更新を希望しない場合は、2023年1月末までの有効期限の方はeラーニングの受講でAの認定として更新することが可能です。(既に有効期限が切れており今後実績数を満たすことができない方も遡ってA認定として更新することが可能です)ご希望の方は更新のためのeラーニング設定を行いますので、下記事務局までお問合せください。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

日本周産期・新生児医学会事務局 新生児蘇生法普及事業  
電話:03-5228-2017 FAX :03-5228-2104 E-mail: info@ncpr.jp